

ID: 81

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	利用の承認（変更承認を含む。）		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町地域交流館条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成19年 条例第21号		
<p>【根拠条文】 (利用の承認) 第四条 なごみの家を利用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の承認をしないことができる。 一 感染症又は悪質の疾病により他人に感染するおそれがあるとき。 二 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 三 その他施設の管理上支障があるとき。 3 町長は、なごみの家の管理上必要があると認めるときは、第一項の承認に条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (利用者の範囲) 第三条 聖籠町地域交流館(以下「なごみの家」という。)を利用することができる者は、聖籠町民とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日